

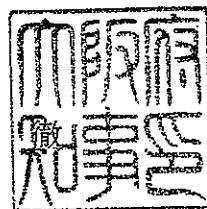
資料 2-1



地第 1334号  
平成23年6月27日

大阪府環境審議会  
会長 奥野 武俊 様

大阪府知事 橋下



地球温暖化対策のあり方について (諮問)

標記について、貴審議会の意見を求めます。

(説明)

地球温暖化の防止は、人類共通の課題であり、国際的枠組みである京都議定書の合意の下、わが国においては、国や地方公共団体・事業者・国民などあらゆる主体が、それぞれの立場で、温室効果ガスの排出削減のために必要な取組みを進めてきたところです。

本府においても、1995年3月に大阪府地球温暖化対策地域推進計画（推進計画）を策定し、2005年2月に京都議定書が発効したことを受け、同年9月には推進計画を改定し、2010年度の温室効果ガスの削減目標9%や重点対策を定めました。また、2006年4月には温暖化の防止等に関する条例を施行するなど、施策を総合的・計画的に推進してきました。

今後の取組みの方向に関しては、2012年で終了する京都議定書の第1約束期間後の枠組みについて、現在、国際的な議論が重ねられているところです。また、新たな目標として、2009年9月に当時の鳩山首相が、わが国の目標として「すべての主要国による国際的枠組みの構築等を前提に、2020年までに25%削減」を表明しました。本府でも、昨年2月の府議会で、「国の取組みと連動して府域での25%削減」を目標に掲げ、本年3月に策定した環境総合計画に明記したところです。

しかしながら、京都議定書の第1約束期間後の国際的な枠組みは、まだ合意が得られていません。また、わが国においても、削減目標や基本施策などを示した地球温暖化対策基本法案が未だ成立しておらず、同法案に示された制度や施策についても依然として不透明な状況です。加えて、東日本大震災による経済への影響や、原子力発電所の事故に伴うエネルギー政策の見直しなど、今後の地球温暖化対策を検討していく上で、不確定な要因が重なっています。

このような状況ではありますが、大阪府としては、引き続き地球温暖化対策を推進していく必要があることから、今後の総合的・計画的な施策や制度など地球温暖化対策のあり方について、貴審議会の意見を求めるものです。